

令和3年(ワ)第673号 女川原子力発電所運転差止請求事件

原告 原 伸 雄 外16名

被告 東北電力株式会社

## 第5準備書面

令和3年12月10日

仙台地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺 信 一  
外

甲B27の1(上岡直見の「被告答弁書(令和3年9月30日)に関する意見書」と同意見書が引用する証拠等に基づき、被告の第2準備書面及び被告答弁書の主な主張について、以下のとおり反論する。

1 「本件2号機において原告らが避難を要する放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険が認められることが必要である。そして、そのような事故が発生する具体的危険の主張立証責任は原告らが負うところ、原告らは、その点に関する主張立証を一切していない」(被告第2準備書面3頁)「原告らは本件2号機の運転により上記のような事故が発生する具体的危険については何ら主張立証していない」(答弁書107～108頁)「多様な安全確保対策によって、その安全性が十分確認されている。したがって、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険は存しない」(答弁書10頁, 同137頁)「本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険は存しない」(答弁書10頁)はいずれも失当である。

上記主張の理由は以下のとおりである。

そもそも放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険を主張・立証できるかどうかとそのような重大事故が起きる可能性があるか否かは全く別なことである。

他の制度を例にとって説明する。

例えば航空法は、「航空機は有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない。」(第11条第1項)と定めている。「耐空証明」とは、国土交通大臣が、当該航空機が、①国土交通省令で定める安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準、②国土交通省令で定める騒音の基準、③国土交通省令で定める発動機の排出物の基準に適合することを認めたときに発するものである(同法第10条第4項)。上記①の国土交通省令で定める基準とは、航空法施行規則第14条、附属書第一であり、この4-6-2には、「航空機は、非常着陸の際に、航空機内にある者がすみやかに脱出できるような設備を有するものでなければならない。」と定めている。この設備は、いわゆる非常脱出用スライドのことである。したがって、非常脱出用スライドを備えていない航空機は、法令上、航空の用に供することができない。しかし、当該航空機が非常脱出用スライドを使用する事故が、いつ何を原因として発生するかを事前に明らかにすることは困難である。困難ではあるが、過去の例からして、どれだけ航空機本体の安全性を高めても、そのような事故が起きる可能性を否定できないから、事故が起きることを前提にして非常脱出用スライドの備え付けを義務づけているのである。

また、例えば船舶安全法は、その第2条において、13項目について国土交通省令等の定めるところによって施設することを義務付け、その第1条において、これらを施設しない船舶を航行の用に供することを禁じている。そして、その13項目の6番が「救命及び消防の設備」である。小型船舶安全規則(昭和49年運輸省令第49号)は、第6章第1節(第46条～第57条の5)において、救命設備の要件として、救命いかだ、救命浮器、救命浮輪、救命胴衣、救命クッション、浮力補助具、自己発煙信号、火せん、信号紅炎、極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、搜索救助用位置指示送信装置の性能や仕様に

ついて詳細に定め、第2節（第58条～第58条の2）において、これらの救命設備の備付基準を定め、第3節（第59条～第63条の2）において積付方法を定め、第4節（第64条）において、救命設備の表示を義務付けている。したがって、万が一の海難事故の際の救命設備を備え付けていない船舶は、法令上航行することが許されないのである。これととも、当該船舶がいつ何を原因として救命いかだ等を使用する海難事故に遭遇するかを事前に明らかにすることは困難である。しかし、過去の例からして、どれだけ船舶本体の安全性を高めても、そのような事故に遭遇する可能性を否定できないから、事故が起きることを前提にして救命いかだ等の備え付けを義務づけているのである。

地震・津波等の大規模な自然災害に対する4層の安全対策、テロ攻撃、航空機事故に対する対策も、そのような自然災害等の発生を（規制委員会が）具体的に主張・立証した結果として行われた訳ではない。可能性を否定できないということで行われているのであり、被告の主張はその点でも矛盾がある。

福島第一原発事故もその点では同じである。平成23年3月11日の地震と津波を原因とする全電源の喪失、炉心の熔融、水素爆発、放射性物質の放出等を具体的に予見した人は皆無である。しかし事故は実際に起きたのである。科学と人知、とりわけ地震と津波等の自然現象の予測に限界がある以上、想定外は常に起きうるのである。それが福島第一原発事故の最大の教訓である。

多重防護の前段否定の論理はその教訓に基づいたものである。仮処分の一審が被告と同じ論理を用いて申立人らの請求を却下したが、控訴審は一審の論理を採用しなかった。前段否定の論理に貫かれた多重防護についての一審の裁判所の理解が十分でなかったからである。被告の主張は仮処分の抗告審で採用されなかった論理を持ち出しているに過ぎない。

ましてや原告らが放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険を主張・立証できないことをもって「多様な安全確保対策によって、その安全性が十分確認されている。したがって、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険は存しない」「本件2号機において放射性物質を

異常に放出するような事故が発生する具体的危険は存しない」と被告が考えているとすれば、早くも被告が福島第一原発事故の最大の教訓を忘れ、下記①の「一緒くた」の発想に陥っていることを示すものであり、それは後に詳しく述べるように、極めて危険なことである。

原告らが放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険を主張・立証できる、できないにかかわらず、重大事故の発生可能性があることを前提に避難計画を議論すべきことは、上岡意見書（甲B27の1）の下記の記述からも明らかである。

① 第204回国会原子力問題調査特別委員会第3号（令和3年4月8日）において更田政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）が「どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考えるというのが、防災に対する備えとしての基本であります。〔中略〕これが一緒くたになってしまうと、プラントに安全対策を十分に尽くしたので、防災計画はこのぐらいでいいだろうという考えに陥ってしまう危険もあります。また、防災計画というのは地域の実情に応じて策定されるべきものでありますので、プラントに対する安全性を見るという責任と、それから防災対策をしっかりと策定するという責任というのは独立して考えるべきという性格を持っているものというふうに認識をしております」と答弁していること（甲B27の2）。

② 原子力規制委員会は「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方」（甲A48号証）でも、「第5の防護レベルに関する事項については、我が国の法制度上、「災害」の一形態としての「原子力災害」に対し、国、地方公共団体、原子力事業者等がそれぞれの責務を果たすこととされており、「災害」であるから「起きたものとして」防災計画等の立案・検討を行うことは当然であること。

③ 上記の特別委員会において更田規制委員長が「防災を考える場合は、大規模な事故を起きるのは起きるものとして考えることが基本であり、適合している炉であっても、百テラベクレル以上の放出を起こす事故の可能性を否定するべきでは

- ないというのが規制委員会の立場である」と答弁していること（甲B27の2）。
- ④ 原子力規制委員会の田中俊一前委員長が「(原子力規制委員会の審査は)安全審査ではなくて、基準の適合性の審査。基準の適合性は見ているが、安全だということではない。」と答弁していること（甲A41の4頁）。
- ⑤ 新規制基準はあくまで目標であって、新規制基準に適合すれば事故は起こらないとの実証的な根拠は全くないし、福島原発事故前の目標と実態の桁違いの乖離を省みれば、基準が目標であることは明らかであること。
- ⑥ 規制委員会が原子力災害事前対策の策定（当然、避難対策もその範疇）に関する資料において「環境中に放出される放射性物質の量は、具体的な事故のシーケンスに関係なく、Cs137については100TBqとし〔以下略〕」と述べているように、原子力災害事前対策においては放射性物質の異常な放出を考慮すべきとしていること（甲B27の3）。
- ⑦ 「避難計画を考える上での出発点は、最大規模の災害が発生したときに、どのような情報があれば、住民が安全に避難できるかを考えることではないか、政府の見解を明らかにされたい」との質問に対し、「原子力災害対策指針（平成三十年原子力規制委員会告示第八号）は、御指摘の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故のような放射性物質の大規模な放出に至る場合等も想定し、防護措置の基本的な考え方を示している」として、原子力防災の基本となる「指針」自体も福島原発事故に相当するような放射性物質の大規模な放出が起ころうとの前提に基づくと答弁していること（甲B27の4の1～2）。
- ⑧ 被告は答弁書第6の5（3）「原子炉格納容器の破損を防止するための対策（99頁～）」に関して、ア「原子炉格納容器の破損を防止するための対策」、イ「原子炉格納容器下部の炉心溶融を冷却するための設備」等を説明しているが、「原子炉格納容器の破損」が実際に発生したとすれば、まさに福島原発事故と同様に溶融炉心の放射性物質が環境中に放出されることを意味し、その対策が実行可能かどうかは審査の対象とはなっておらず被告に委ねられていること（被告の対応いかんでは「原子炉格納容器の破損」が実際に発生することがあり得ること）。

これらのことから「新規制基準への適合」が「具体的な安全」とは同義ではない。

(甲B27の1の4～9頁) (以下同)

上岡意見書が「被告が、新規制基準に適合していることを以て「安全性が十分確認されている」などという認識で本件2号機あるいはその他の原子力施設を稼働しようとしているのであれば、それ自体が具体的な危険性の要因といえる」と指摘しているように、規制委員会から「合格」を得たことによって、被告が「多様な安全確保対策によって、その安全性が十分確認されている。したがって、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険は存しない」

「本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険は存しない」「避難計画の不備により人格権侵害による被害が生じる具体的危険は不存在」と考えているとすれば、極めて危険なことである。その慢心が重大事故は起きるはずがないとの安全神話(企業内意識)を生み、最悪の事態への想定を欠如させ、その予兆を敏感に受け止める感覚を欠落させるからである。

最悪の事故が起きた時、どのように対応するかを日常的に訓練し、その予徴に積極的に対応するためには、最悪の事故は起きうるという緊張感を常に維持し、更新し続ける必要がある。被告は福島第一原発事故以前の東京電力が歩んだ道と同じ道を早くも歩み出していると言わざるを得ず、それこそがまさに「具体的危険性」である。

最悪の事態への想定を欠如させたことが、福島第一原発事故の本質的原因であることは、以下の新聞記事からも明らかである。

「原発の安全は現実の裏付けを欠く思想、つまりイデオロギーだったのだ。起こってほしくないことは起こらないと信じ込み、力をもって反対派を弾圧し、数々の予兆を無視し、現場からの不安の声を聞き流した。だから、緊急時に速やかに対応できる人材が中枢にいなかった。」(甲B27の5の1)

「読み取れるのは、想定を超えない、過酷事故は起きないとの思い込みに安住する関係者の姿だ。明日起きればどんな事態に陥るかという切迫感や想像力はうかがえない。」

「これに対し（政府事故原因・中間）報告書は「特異な事態だったからという弁明では済まない」と切り捨てた。とっさの対処に限界があるからこそ、もっと事前に手を打っておくべきだったとの考え方だ。津波など特定の事故原因を求めのではなく、安全の考え方自体を問題視している。」（甲B27の5の2）

「たとえ、どんなに発生確率が低い事象であっても『あり得ることは起こる』と考えるべきである。無視していいわけではない。」昨年末に公表された政府事故調査・検証委員会の中間報告は、想定外が「思考停止」につながったと痛烈に批判した。」（甲B27の5の3）

「世界の事故対策の考え方は二つある。どんな対策をとっても起こり得るという考えと、高い信頼性のシステムをつくったら起こらないという考えです。同時多発テロの『9.11』の後に考えられた米国の原発のテロ対策は前者の立場。日本は米国からその取り組みについて知らされていたが、原子力安全・保安院のトップと核セキュリティー部門で情報が止まり、安全部門と共有化できずに対策に生かされなかった。」（甲B27の5の4）

「今回の事故原因は、何度も地震・津波のリスクに警鐘が鳴らされ、対応する機会があったにもかかわらず、東電が対策をおろそかにしてきた点にある。東電は実際に発生した事象については対策を検討するものの、その他の事象については、たとえ警鐘が鳴らされたとしても、発生可能性の科学的根拠を口実として対策を先送りにしてきた。リスクマネジメントの考え方に根本的な欠陥があった。」

「日本の原子力法規制の改定は、発生した事故のみを踏まえ対症療法的対応が重ねられてきた。諸外国の事故や安全への取り組みを真摯に受け止め見直す姿勢にも欠けた。」「福島第一原発は、地震にも津波にも耐えられる保証がない、脆弱な状態だったと推定される。事業者が、規制当局を骨抜きにすることに成功

する中で、「原発は安全が確保されている」という大前提が共有され、既設炉の安全性、過去の規制の正当性を否定するような規制、指針の施行が回避、緩和、先送りされるように落としどころを探り合っていた。」(甲B27の5の5)

どのような対策をとっても最悪の事故は起こりうるという想定を消滅させた結果、そのリスクを軽視する企業内意識と諸外国の進んだ対策の導入への消極的な態度を生むことになる。それは以下の新聞記事からも明らかである。

「なぜ過小評価が生じ、対策に生かされないのか。検証委は一因として、リスクと向き合い努力が足りない点を挙げた。原発の建設当初、国や電力会社は「現行規制で原発は安全」と地元の説明し、「安全神話」が醸成された。その後の研究の進展に伴い、一定の確率でリスクが存在すると判明したが、説明を変えると過去の安否につながることを恐れた可能性があるという。」(甲B27の5の6)

「津波対策をめぐっては、04年のスマトラ島沖大津波を受けて06年、国が東電に対策の検討を要請したほか、08年には東電が福島第一原発で最大15.7メートルに達すると試算したが、いずれも対策はとられなかった。早期に実施された試算は生かされず、事故を回避する機会は失われた。」「津波対策をめぐっては、06年1月から、経済産業省原子力安全・保安院が電力会社と勉強会を開くとともに、10月に対策の検討を口頭で伝えた。04年のスマトラ島沖大津波を受けてのことだったが、東電は津波が来る蓋然性がないとして十分な対策を取らなかった。」(甲B27の5の7)

「東電は08年ごろから、巨大津波の問題について不安を感じ、独自に調査して最大15.7メートルの津波が起きるという試算が出ました。危機感を持った担当部長が原発担当の役員に進言したという証言もありますが、10メートル以上の堤防を作るのに数百億円の費用がかかるため、結果的に『仮の試算にすぎない』として対策は見送られてしまいました。リスクへの危機感の弱さと、



安全対策をコスト意識からためらう企業文化があったと見ることができます」

「原発を推進してきた専門家，政府，電力会社のすべてに共通するのは，原子力技術への自信過剰です。それが『安全神話』を浸透させ，万が一の事故に備える発想の芽をつんでしまいました。自分自身や家族が原発事故によって自宅も仕事も田畑も捨て，いつ戻れるともしれない避難生活を強いられたらどうなるだろうか。そういう被害者の視点から発想して原発システムと地域防災計画を厳しくチェックし，事故対策を立てれば，違った展開になっていただろうと思うのです」（甲B27の5の8）

女川原発が福島第一原発と同じ運命をたどらなかったのは紙一重であった（甲B27の5の9～13）。運が悪ければ福島第一原発と同じ全電源喪失と炉心溶融という重大事故に発展する可能性があったのである。

規制委員会の「合格」を得ても，福島第一原発と同じ運命をたどる可能性があったことを認識したはずの被告が，今ここで規制委員会の「合格」を得たことによって「多様な安全確保対策によって，その安全性が十分確認されている。したがって，本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険は存しない」「本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険は存しない」「避難計画の不備により人格権侵害による被害が生じる具体的危険は不存在」と主張するようになったということは，福島第一原発の事故の教訓のみならず，紙一重で福島第一原発と同じ運命をたどった自らの体験に基づく教訓も投げ捨てていることになる。これらの体験から何も学ばず，最悪の事態への想定を早くも放棄しているのであれば，それが「具体的危険」である。

被告は検査場所への要員の確保を義務づけられているという意味において，5層の避難計画の重要な一角を担っているが，最悪の事態は起こるはずがないという想定の下に「避難計画に不備があっても人格権侵害の具体的危険性はない」（被告第2準備書面2頁）との認識で検査場所の要員の確保に取り組むとすれば，実効的な検査場所の稼働を期待できず，宮城県と石巻市の避難計画は，福島第一原発の事故時

の悲惨な避難（甲B27の5の14～19）を再び引き起こすことになる。

## 2 「原告らは現時点における避難計画の不備として仔細な点を多数主張（答弁書108頁）」は失当である

避難者の視点からみた場合、避難指示—避難準備—避難経路での移動—避難退域時検査場所—避難所受付ステーション—最終避難所という行動は一連の直列した過程であって、ある段階で支障（極度の渋滞等）があるからといって別の段階に移る等の選択はできないから、そのいずれか1つでも支障が発生すれば避難行動はそこで停止してしまい、避難の目的を達することができず、原告の指摘は決して仔細な点ではない。

（同9頁）。

原告の主張する避難計画の主な不備（「検査場所の交通渋滞で被ばくの危険性が高い30km圏を長期間脱出できない」「検査場所の交通渋滞と受付ステーションの交通渋滞が重なり、避難所に辿り着くことができない」「避難者の耐久時間を無視している」）（原告第3準備書面19頁～）は上記の一連の直列した過程を完全に遮断し、避難の目的を達することを不能とする要因であり、かつ、今の避難計画のままでは避難計画の不備を知るのは避難の開始後しばらくしてからである。悲惨かつ危険な状態に達してから不備を知るという意味においても、原告らの主張する不備は「仔細な点」ではない。

3 「避難計画は、関連自治体などが、実際の避難時には適宜災害の状況に応じて臨機応変に効果的に人員を配置し、配置された人員も適宜状況に応じて臨機応変に対応しながら運用することを前提とするものである。災害の状況に応じて適宜適切に対応することとなっており、関連自治体等に当然備わっていると期待できる運用上の能力を考慮して、避難計画が実行可能といえれば、避難計画は合理的に整えられているといえる（答弁書23頁）」は失当である。

上記主張の理由は以下のとおりである。

- ① 「臨機応変」「適宜適切」などは抽象的・観念的な修辭に過ぎず、原告が訴状第8（48～116頁）で詳細に指摘しているような実務上・運用上の具体的な問題については答弁していないこと。
- ② 「実行可能」とはそれに必要な条件が成立していることを前提とする。原告が訴状で多岐にわたり指摘しているように必要な条件が成立していなければ、避難計画は合理的に整えられていないことが明らかであること。
- ③ 福島原発事故以前から策定されていた福島県地域防災計画原子力災害対策編が現実の福島原発事故ではそれがほとんど機能しなかったこと（甲B27の5の14～19）。
- ④ 防災計画の書面上の記述が整っているから、あるいは防災会議の審議を経ているからといって、防災計画の実効性が確認されたとはとうてい言い難い。それをもって実効性が確認されたとはとうてい言い難いこと。  
(同10～11頁)

4 「内閣府をはじめとする関係府省庁が、地域原子力防災協議会において避難計画その他を含むその地域の緊急時における対応（以下「緊急時対応」という。）」が具体的かつ合理的であることを確認し、内閣府はその確認結果を原子力防災会議に報告し、了承を得る仕組みになっているものであり（答弁書20～21頁）」は失当である。

上記主張の理由は以下のとおりである。

- ① 本件2号機に関する各段階の実施状況を検討すると、全く形式的な手続きのみでありこれを以て「実効性が確認された」とはとうてい考えられないこと。
- ② 実質的な内容を検討・評価する「地域原子力防災協議会作業部会」は現在までに27回開催されているが、開催時間は30～40分という回次もあり、実質的な検討・評価が行われておらず、原告らが訴状第8（48～116頁）で詳細に指摘しているような実務的・具体的な問題については各回次の議事録を参照すると、検討課題としては挙げられているものの、その対応については何ら具体的な審議はなされていないこと。
- ③ 本来避難計画を主導・支援すべき国（内閣府）の姿勢は曖昧であり実効性の確保に寄与していないこと。

（同11～13頁）

5 「一斉避難を前提としているために過大な負荷が想定されているが、段階的避難を前提とすれば深刻な問題は発生しない」（答弁書23頁～）は失当である。

上記主張の理由は以下のとおりである。

- ① 被告は区域を特定して避難することとされていることを以て、原告の主張がUPZ一斉避難を前提としていることを誤りと批判しているが、「指針」その他内閣府・規制庁の資料は、モニタリングによりOIL1, 2の条件に該当した地区が避難対象となることを記述しているのであって「複数の地域が同時にOIL1,

2の条件に該当することはない」「一斉避難は発生しない」などの前提や試算は何ら示していないこと。

- ② 「阻害要因調査」の「ガイダンス」に準じて女川原発から開角45度の範囲をとっても、女川・石巻地域の避難等実施単位（小学校区単位）は大部分が該当してしまうので、かりに区域を特定したとしても女川・石巻地域は実態として一斉避難と同じ状況が発生すると考えることがむしろ自然であること。
- ③ 風向の逆転と分・秒単位での風のゆらぎを考慮すれば、女川地区では書面上「段階的避難」といっても現実には1日以内の期間でUPZ圏全域が避難対象（OIL1, 2該当）になる可能性は高いこと。
- ④ ある風向・風速においてOIL1, 2が発生すれば、結局のところ全域避難と同じになること。
- ⑤ ひとたび避難を必要とするような放射性物質の放出があれば、現象面から考察すれば実態は一斉避難にならざるをえない。むしろ避難あるいは一時移転の対象が特定の区域に留まるという状態のほうが希な状況であること。
- ⑥ 新潟県柏崎刈羽原発を対象とした阻害要因調査によれば、被告が主張する「段階的避難」がどのような形態であれ避難時間に大きく影響を及ぼす渋滞が発生することは同じであり、被告がいうように段階的避難を前提とすれば過度の渋滞は起きないなどということはないこと（甲B27の5の21）。

（同13～18頁）

6 「阻害要因調査においては、UPZ内の住民に避難や一時移転の指示が出ていない状況で、UPZ内の住民の自主避難が発生し、これによって交通渋滞が発生することをあえて想定している。そして、指示に基づかないUPZ内住民の避難の発生条件は、本件発電所の北方向、北西方向、西方向のそれぞれ全区域が避難する想定としている。しかし、避難指示は区域を特定して段階的に出されることになっており、また、宮城県は自主的に避難する人がなるべく少なくなるよう避難計画に係る周知を図っている。それでも阻害要因調査においてかかる想定がなされているの

は、あえて強い負荷をかけて避難時間を計算することによって課題を抽出するためである。したがって、阻害要因調査結果が現実のものとなることはなく、住民の避難に72時間から128時間を要するとする原告らの主張は前提を欠いている」(答弁書27頁～)は失当である。

上記主張の理由は以下のとおりである。

- ① 阻害要因調査で示された「避難時間」とは住民の実際の避難完了時間そのものを示すのではなく、ケーススタディ相互間の比較等のための計算上の評価基準であり、実際はさらに多大な時間を要すると考えなければならないこと。
- ② 旧推計において14時間30分から16時間とされていた避難時間（UPZ圏の90%ETE）が（新推計で）73～132時間（同）というように大きく増加しているのは、新推計では方向別避難の考え方を取り入れたにもかかわらず、避難退域時検査場所と避難所受付ステーションを経て避難先到着までを考慮したため避難時間が大きく増加しているからであり、現実的な条件を考慮すればそれほど膨大な時間を要する結果になると推定されること。
- ③ ある1つの避難区域（セクター）に注目してみれば、避難区域（セクター）ごとの検査場所や避難所受付ステーションの負荷（機材・人員の要求）等は、段階的か一斉かという条件により大きく変わることはないこと（段階的避難を設定したとしても交通の負荷は一斉避難とほぼ同等であること）。
- ④ 阻害要因調査で考慮されていない条件があること（詳細は以下のとおり）。
  - イ. 阻害要因調査ではケーススタディの1つとして津波浸水による通行支障を考慮しているが、その他の要因による通行支障は考慮していない。実際に避難が必要になった場合に道路の損傷によって予定された避難経路が通行できなくなる支障をもたらす。ことに自動車での移動では、自宅から避難所受付ステーションあるいは最終避難所までのルートのうち一箇所でも自動車の通行が不能箇所が存在すれば、大幅な迂回を余儀なくさせられたり、さらにはルートそのものが利用できない事態が生じること。

- ロ. 避難車両台数の設定についても疑問があること。
- ハ. UPZ圏避難はOIL1により避難が発生するケースもあるところ、それについては検討されていないこと。
- ニ. 自主避難する人が少なくなるように周知するなどというがそれは単なる呼びかけであって実際に機能する保証は全くないこと。
- ホ. 県・市町の緊急時対応が適切に策定されていると主張しているにもかかわらず、(被告が) 阻害要因調査の目的や結果を否定しているのは、重大な自己矛盾であること。
- ヘ. 阻害要因調査では避難開始タイミングとして、PAZでは全面緊急事態による避難指示発出から1時間以内、UPZではOILによる避難指示発出から1時間以内と設定されているが、そのような時間で出発できるかは疑問であること。

(同18～29頁)

7 「避難指示は区域を特定して段階的に出されることになっており、また、宮城県は自主的に避難する人がなるべく少なくなるよう避難計画に係る周知を図っている」(答弁書27頁)「また、宮城県は自主的に避難する人ができるだけ少なくなるよう避難計画に係る周知を図っていることからすれば、このような段階的な避難指示に従わず、住民が一斉に避難を開始するという想定は現実的でない」(答弁書124頁)は、福島原発事故の記録によれば、段階的避難の方法について周知すれば指示に基づかない避難が発生しないなどという想定は非現実的である(同29～30頁)(甲B27の5の14～19)。

8 「「避難計画は実効性がなく、避難指示に従うべきではない」といった誤った情報が住民に広まり、住民が避難指示に従わないことになるリスクについては、国及び地方公共団体が、日頃から広報活動を行い、また避難時には防災行政無線等で冷静な対応を求めることにより回避されることになる」(答弁書124頁)は失当であ

る。

上記7及び8の主張の理由は以下のとおりである。

- ① これは社会心理学の知見（「流言飛語」は「重要性」と「あいまい性」の相乗によって増幅される）に全く反していること。
- ② 住民の不安に対して具体的な情報提供がないこと（原告訴状72～73頁）、さらにはもともと具体的な検討をしていないので提供できる情報がないという現状（原告訴状78頁）こそが「誤った情報が住民に広まる」原因であること（原子力災害の特徴として、被ばくなど自然災害にはない複雑な要因が加わる一方で、情報の流れが整理されていないこと）。
- ③ 実際の発災時に石巻市の「緊急速報メール」の文例で機能するかはきわめて疑問であること。
- ④ 電力事業者自体も実際に全面緊急事態に至った場合、適切な情報発信ができるかどうかは（福島第一原発の三号機が爆発した直後のテレビ会議の記録からしても）疑問であること。

（同30～35頁）（甲B27の5の14～19）

9 「段階的に避難指示が出されることから極端な渋滞が発生することはない」（答弁書24～30頁）との主張は失当である。

上記主張の理由は以下のとおりである。

実態として全く誤りである。福島原発事故では避難指示の範囲が3km・10km・30kmと漸進的に拡大されたことは一面では混乱を招いたが、避難行動の側面からみると結果的に屋内退避を併用しつつ段階的な避難が実施された状態に相当する。

しかし地震翌日の2011年3月12日朝9時（同11日19時の原子力緊急事態発出の14時間後）の衛星写真では、すでに原発周辺の自治体から福島県内陸部



(福島市・郡山市など) へ向かう道路に前後を接して車が滞留するほどの渋滞が観察されている。

この車列の状況は、福島原発事故の事例に示されているとともに、前述のようにある1つのセクターごとに対応する車両数(避難者数)は段階的か一斉かという避難方法によって大きく変わることはないから、かりに段階的避難だとしても渋滞が軽減されることはない。

(同35～36頁)(甲B27の5の15, 同17)

10 「燃料不足の分がこれに加わる」は、否認ないし争う。「そもそも避難指示は段階的に出されることになっているところ、原告らの主張は一斉避難を前提とするものと思われ、前提が異なっている。」(答弁書25頁～)との主張は失当である。

上記主張の理由は以下のとおりである。

- ① 前述のように段階的避難を前提としたからといって渋滞が発生しないという関係にないこと。
- ② 途中で容易に給油もできないこと。
- ③ 時速10km/h以下の低速走行になると距離あたりの燃料消費率は数倍あるいはそれ以上になると推定されていること。
- ④ エアコンを使用した場合や、路面の降雪、スノータイヤ使用等の条件では燃料消費量はさらに増加すること。
- ⑤ 通常の給油所は停電時には機能しない可能性が高いこと。
- ⑥ よって、避難経路上だけでなく検査場所や避難所受付ステーションの待機中だけでも燃料切れが生ずる可能性が高いこと。

(同36～41頁)

11 「避難は段階的に行われることから避難に要する期間が3～5. 3日以上にはならず、長時間、トイレができず、飲料、食料を摂取できないとか睡眠の必要が

生じることはない。仮にそのような状況が生じたとしても避難所受付ステーションまでの最短ルートから離れて、コンビニ等の駐車場で休息を取ったり、運転手の交代をすることが可能である。」(答弁書 29 頁～)との主張は失当である。

上記主張の理由は以下のとおりである。

- ① トイレの必要性は平常時の健康な成人であっても数時間から長くとも半日ほどの間隔で生ずるのであるから、3～5. 3 日が過大評価かの議論以前に、そのような日単位で評価すること自体が荒唐無稽であること。
- ② さらに子ども・高齢者や健康状態が不良な場合はその頻度が上昇すること。
- ③ コンビニのトイレを利用すればよいとか、段階的避難を前提とすれば問題は発生しないなどという被告の主張は、大都市の市街地で近距離のコンビニに容易にアクセスできる環境において、かつ平常時の感覚であって、原子力緊急事態という状況を全く考慮しない非現実的な空論であること。
- ④ 阻害要因調査で設定されている避難経路上の道路近傍で立ち寄り可能なコンビニを検索したところ、利用可能なコンビニは図 19 のように石巻市内にはあるていど存在するが、その他の避難経路上ではいくつもあるわけではないこと。
- ⑤ 通常のコンビニのトイレは1店舗に1箇所程度であるから容量的に全く不足であること。
- ⑥ UPZ 圏内に避難指示が発出された際には、コンビニ・商業施設・文化施設の従業員・職員も退避せざるをえないからこれらは閉鎖されること。
- ⑦ かりに避難経路周辺の公共施設・コンビニその他民間施設等いずれかのトイレが利用可能であったとしても、被告がいうようにいったん避難経路から外れた後に再流入しようとするればますます渋滞を助長する要因になること。
- ⑧ よって、「段階的避難」であるかないかにかかわらず、これではどうてい生理的要求に対応不可能であること。

(同 41～44 頁)

12 「宮城県災害対策本部にはバス協会からリエゾンが派遣され、①宮城県がリエゾンを通じてバス協会に対し、どの一時集合場所に何台バスを手配して欲しいかを伝え、②バス協会が会員名簿等を踏まえて順次要請に応じられるか、応じられる場合、いつ頃バスを到着させられるかを問い合わせ、③その結果をバス協会またはバス会社からリエゾンを通じて宮城県に連絡する、というのが基本的な流れになる。上記の過程を経て一時集合場所にいつ頃集合するようにとの避難指示が出されることから、バスが到着するまでの分、避難期間が長期化することはない」(答弁書30～31頁)との主張は失当である。

上記主張の理由は以下のとおりである。

- ① 全ての車両が緊急事態に備えて待機している訳ではなく、路線バスは運行ダイヤに従って、また観光バスは顧客の要求に応じてさまざまな場所を走行していること(大規模な自然災害が発生している状況のもとで、かりに車両無線を通じて全ての車両と連絡がつくとしても、女川町・石巻市の必要な場所に必要な時に呼び寄せることなどできるはずがないこと)。
- ② ピストン輸送(汚染地区に再び戻る)の余裕はないこと。
- ③ 対象箇所(一時集合場所、福祉施設等)の人数が少なくても1箇所に最低1台は必要なのであるから、定員に満たず発車することもあること。
- ④ 自家用車が使えずバス避難によらざるをえない避難者の場合、着のみ着のままでは避難生活に耐えられないため携行品も多くなる傾向があること(単純に避難者数の人数割りでバス台数を比較したところで、バスの台数が十分であるかどうかを確認することはできないこと)。
- ⑤ 福祉施設等の入所者は座位が取れない人もあり、無理に座席に乗せて移動したことによる犠牲者も発生したことは福島原発事故の記録から明らかである。このためバスの台数だけではなくその設備等も具体的に評価しなければ実効性の確認はできないこと。
- ⑥ 被ばくを前提として運転手に運転を要請することができるかは避難計画におい

て全く確認されていないこと。

- ⑦ よって現状は、避難者側からみれば、来るはずのバスがいつまで待っても来ないという状態に至ること。

(同44～47頁)

13 「UPZ内にある全ての医療機関において個別の避難計画を策定済みであり、一時移転等の防護措置が必要となった場合には、宮城県災害対策本部において医療機関の受入れ候補先を選定するとともに、受入れに関する調整を実施することとなっている。宮城県内では受け入れ可能病床数は2286床であり、避難元病院等の病床数2169を上回っていることから、医療機関の入所者の受入れ先も確保されているといえる(乙第1号証107頁参照)。病院の避難手段については、病院において搬送手段が確保されていなければ、バス協会を介したバスの手配がされることになる。また、宮城県は宮城県タクシー協会との間で「原子力災害時におけるタクシーによる緊急輸送に関する協定」を締結している。したがって、搬送についても支障なく行われる。」「高齢者施設・障害者施設等の社会福祉施設については、避難元の施設数121、入所定員3251人に対し、宮城県内外309施設に避難先を確保済みである(乙第1号証108頁)。社会福祉施設においても搬送手段が確保されていなければ、宮城県によるバス協会を介したバスの手配等により必要な搬送手段が確保されることになる。また、宮城県は宮城県タクシー協会との間で「原子力災害時におけるタクシーによる緊急輸送に関する協定」を締結している。したがって、搬送についても支障なく行われる。」(答弁書33頁～34頁)との主張は失当である。

上記主張の理由は以下のとおりである。

- ① 事故時に用意できる車両の大部分は福祉対応車両ではなく一般車両であり、座位を保てない状態の避難者(要支援者)を移動することはできない(輸送力の絶対的な不足は明らか)こと。

- ② 要支援者の移動は、単に物理的な移動ではなく、避難先で必要な機器（呼吸器・透析器等）や受入れ条件が整っているかについて個別のマッチングが必要となるので、病床数を比較しても避難が可能であるとの評価にはならないこと。
- ③ 車両があっても運転者（車両ともに運転者を派遣する場合）がいなければ運行できないこと（定員10人を超える車両は普通免許では運転できないため有資格者は限定されること、運転者の被ばくについては、一般公衆の年間被ばく限度の1mSvを超える業務には従事できないとの指針が国から出されていること）。
- ④ 新潟県柏崎刈羽原発を対象に実施された訓練において、ストレッチャーの搬送者には時間がかかることが明らかになったこと（車両が施設の入り口に停車してから出発するまでの時間は予め予定された訓練行動でも5～6分を要し、この施設の入所者は約80名とされているので、入所者1名を車1台で搬送すると、車両が連続的に来ても7～8時間かかることになる）。
- ⑤ 車両の確保のほか、付添者の確保も難しいこと。
- ⑥ 宮城県は宮城県タクシー協会との間で「原子力災害時におけるタクシーによる緊急輸送に関する協定」を締結している。したがって、搬送についても支障なく行われる（34頁）」などというが、必要な機器（呼吸器・透析器等）や受入れ条件について個別のマッチングが必要となる制約はバスでも同様であり、また車両及び運転者に関する制約も前述と同じである。またタクシー車両でストレッチャーの搬送者に対応する車両はわずかしかないこと。

（同47～49頁）

（同49～50頁）

1.4 「避難退域時検査場所・受付ステーションで極度の渋滞が発生することはない、また駐車場の問題は生じない。」「阻害要因調査結果では、検査を終えた車両が連続して出口を通過するとは想定せず、あえて3分間隔で通過するものとして検査場所入口での渋滞を調査している（甲B10号証の2, 16頁）。したがって、そもそも1台の検査が3分で終わると推定したものではない。」（答弁

書24～30頁)との主張は失当である。

上記主張の理由は以下のとおりである。

- ① 宮城県と同じシミュレーション受託業者が同じプログラムを用いて実施した新潟県柏崎刈羽原発を対象とした阻害要因調査(前出)でも、スクリーニングポイントを起点とした渋滞が発生する(報告書82頁)」と指摘されていること
- ② 検査場所は形式的・事務的手続きのために設けられているのではない。第一には吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、医療行為の円滑化のためであり、第二には汚染の拡大防止(避難先に汚染を持ち込まない)、さらに間接的には避難者の心理的安心のためでもあること
- ③ 鷹来の森運動公園の検査場所もアクセス道路が一車線で入口が一つであり、阻害要因調査においては同所を「グリッドロック」の現象が指摘されており、検査場所の処理能力は出入口の交通処理能力で制約されること
- ④ 阻害要因調査は「各レーンから避難退域時検査場所出口に向かう車両が3分おきに1台ずつ発生する設定とする」と設定していること
- ⑤ 被告がいうように「検査を終えた車両が3分間隔で通過」するということであっても、極度の渋滞(2000台で1000時間(41日))が発生することに変わりがないこと
- ⑥ 時間あたりの発生台数が出口の捌き能力よりも多ければ次第に場内に車両が溜まってきて、駐車場の面積あるいは待機場所は現実には有限であるからいずれかの場所で詰まりが発生することが不可避であること
- ⑦ 避難退域時検査場所あるいは避難所受付ステーションでの具体的なレイアウト(レーンの配置や駐車場容量)を想定したモデルを別途構築してシミュレーションを行うことによってより(それらによる交通渋滞について)現実的な検討を行うのが可能など、県ではそれを行っていない(受託業者に検討を指示していない)こと
- ⑧ 退域検査ポイントでは、検査レーンの他に待機車両の駐車場や、簡易除染を行

ってもなおO I L 4を下回らない車両等の一時保管場所等が必要となること（その不足は明らかであり，これらの車両が順次到着すると，駐車スペースは当然足りないから路上で待機せざるをえない。）

- ⑨ 被告は，避難指示は段階的に出されるから駐車場不足による交通渋滞は起こらないというが，一斉であれ段階的であれ，時間経過とともに避難車両が順次到着してそこに留まるのであるから，段階的避難であれば駐車場不足による交通渋滞が起こらないなどという被告の説明は荒唐無稽である。

(同50～53頁)

15 「関連自治体等に当然備わっていると期待できる運用上の能力を考慮して，避難計画が実行可能といえれば，避難計画は合理的に整えられているといえる。」(答弁書23頁)との主張は失当である。

上記主張の理由は以下のとおりである。

- ① かりに期待される能力が備わっていたにしても，物理的な限界があれば実行は不可能であること
- ② 原子力緊急事態は地震や津波その他異常な外乱に起因して生起する可能性が大きいから，たとえば職員のうち土木担当職員は被害確認や道路啓開業務を，民生担当職員（うち最も多いのは保育所関連）や教育担当職員は児童生徒の保護・誘導業務を優先しなければならないこと
- ③ かりに他の自治体業務をすべて放棄したとしても，避難関連に充当しうる職員の数は（石巻市・女川町で）最大でも200名程度であり，避難先に市職員を派遣し，バス1台に1人添乗するだけでも避難業務に充当可能な職員の数をはるかに超える人員が必要となること
- ④ 被災のため参集できない職員も一定数生じると考えられること
- ⑤ 被告がいう段階的避難であれば，それはむしろ対応期間が長期にわたることを意味するから，要員が少なくて済むとか職員の負担が軽減されるといった効果は

ないこと

- ⑥ 避難は長時間にわたることが予想され、職員も一定期間で休憩・交替が不可欠であり、避難支援業務を機能させるため「少なくとも二班・二交代制にすることで職員の意欲を維持させる」「ロジスティクス（兵站）を十分に、職員用のガソリン・食料・宿泊場所の確保」などが提案されているが、それが検討されていないこと

- ⑦ 残留した住民の安否確認を行う必要があること  
(同 54～56 頁)

16 「仙台市の受付ステーションの準備状況（協議はたったの2回）は否認ないし争う。」「大崎市の避難所受付ステーションの準備状況が実効性を云々する以前の状態にあることが明らかとはいえない。」（答弁書 25 頁）との主張は、受入れ自治体の負担の考察を欠いており、失当である。

上記主張の理由は以下のとおりである。

- ① 検査場所の極度の渋滞により、検査を断念してOIL4を超える汚染のまま避難所受付ステーションに到着する避難者（車両）の発生も考えられ、避難所受付ステーションでのこの対応をどうするかについても懸念が示されており、避難所受付ステーションにも検査レーン・簡易除染場・車両等の一時保管場所が必要となる可能性もあること
- ② 受付ステーションにおいて待機車両の駐車場は必ず必要であるところ、駐車場不足により路上で待機が発生することは不可避と考えられること
- ③ 大規模災害時には自市町でも被害が発生する可能性のあるところ、場合によっては自市町の人口の3～4割に達する多数の避難者の受入れには負担が予想されること
- ④ 段階的避難であれば、それはむしろ対応期間が長期にわたることを意味するから、要員が少なくて済むとか職員の負担が軽減されるといった効果はないこと



(同56～58頁)

17 「原告らの主張の趣旨は必ずしも明らかではないが、屋内退避によっても被ばくリスクが全くないわけではないから一斉避難をさせる避難計画でなければ実効性がないという趣旨であれば、否認ないし争う。放射性物質が放出されても避難が必要となるエリアが限られている場合に、一斉避難をさせることは、住民に無用な負担をかけることになる一方、真に避難が必要な住民の避難の妨げになるので、段階的避難が合理的である。」(答弁書37頁)との主張は失当である。

上記主張の理由は以下のとおりである。

- ① 屋内退避に関する一連の議論で、一般公衆の被ばく許容限度である年間で1 mSvという基準が無視されている、屋内退避期間は2日間としているが、事故が2日で収束するという実証的な根拠もない。福島原発事故にみられるように、事故後1～2週間経過してもなお無視しえないプルームや沈降性の放射性物質の放出が突発的に起きる状況になれば、いったいいつまで屋内退避を継続すればよいのか、いつ避難あるいは一時移転をすればよいのか判断がつかない事態も考えられること
- ② 原子力災害対策指針では、UPZは緊急事態に際して屋内退避を原則とするとしている一方で、屋内退避を解除する条件やその時期の伝達方法については記述がないこと
- ③ プルームに対する低減係数は木造家屋で0.9、石造り建物で0.6とされている。1～4割ていどの遮蔽効果はあるものの放射性物質放出後に一定時間滞在すれば被ばくすることは同じであること
- ④ 一般住宅はコンクリート造でも完全な気密ではなく陽圧装置もない
- ⑤ 30km圏は経年の高い木造住宅も多い。このため時間経過とともに高濃度のプルーム(汚染大気)が次第に侵入し室内の放射性物質の濃度は高くなってゆくこ

と

- ⑥ プルームが去った後も屋内退避を続けると侵入したプルームが屋内に残留したままになる。屋内退避を長時間続けると建物の密閉性がいずれであれ、図35のように最終的な被ばく量は露天で被ばくするのと変わらないこと
- ⑦ 強い地震に起因して原子力緊急事態が発生した場合、家屋の損傷等により「指針」で推奨するような屋内退避を前提とすることはできないこと
- ⑧ 水道・電気・ガス等ライフラインの途絶が起こりうる。外部からの救援・補給は困難となる。建物に多少の放射線遮蔽機能あるいは防護機能があったとしても、屋内退避が数日以上に亘れば、水・食料の途絶など屋内退避自体が危険を生じること
- ⑨ 住民が現在家にある食料と飲料だけで外出せずに過ごせる最大の日数に限界があり、1週間以内に限界を迎える住民が8割程度占めていること（甲B27の5の19）
- ⑩ 原子力規制委員会の更田委員長は定例記者会見において、「長期間にわたって屋内退避は難しい。」「数日、3～4日が限界ではなかろうか。」と発言していること  
(同66～74頁)

**18 「水戸地方裁判所令和3年3月18日判決は矛盾している」(答弁書135頁)との主張は失当である。**

上記主張の理由は以下のとおりである。

- ① 上記のように、原子力規制委員会委員長が「しかしながら、どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考えるというのが、防災に対する備えとしての基本であります。[中略]これが一緒くたになってしまうと、プラントに安全対策を十分に尽くしたので、防災計画はこのぐらいいいだろうという考えに陥ってしまう危険もあります。」と発言していること（甲B27の2）

- ② 水戸判決39頁に記述されているように、ある防護レベルの安全対策を講ずるに当たって、その前に存在する防護レベルの対策を前提とせず（前段否定）、またその後存在する防護レベルの対策にも期待しない（後段否定）との原則に基づくものであること  
(同74～75頁)

19 「原告の請求は人格権に基づく差止請求の要件を欠いている」「大阪地裁平成5年12月24日・判例時報1480号p. 17等よれば、人格権に基づく差止請求が民事上認められるためには一般に

- ①人格権侵害による被害の危険が切迫しており
  - ②その侵害により回復し難い重大な損害が生じることが明らかであって
  - ③その損害が相手方（侵害者）の被る不利益よりもはるかに大きな場合で
  - ④他に代替手段がなく、差止が唯一最終の手段であること
- という4条件の成立を要する」（答弁書130頁～）は失当である。

上記主張の理由は以下のとおりである。

- ① 原子力緊急事態の原因となりうる要因のうち、地震・津波等の大規模な自然災害は現在の科学的知見を以て予見不可能であり、また理由によらず航空機衝突も予見不可能であり、外敵攻撃等は予兆はあるとしても現実的な時間内で対処困難であることを考慮すれば、時間的な予見可能性は存在しないのであるから（4要件のうちの）①の条件はそもそも構成要素ではないこと
- ② 福島第一原発の事故処理費用の推定から（4要件のうちの）②は明らかであること
- ③ 被告が原子力発電の稼働によって取得する経常利益は100から200億円程度であり、これと②の重大事故の損害額と比較すれば（4要件のうちの）③の成立は自明であること
- ④ （4要件のうちの）④については、①の前提とともに地震・津波等あるいは航

空機衝突・外敵攻撃等は被告のいかなる方策によっても回避することは困難であること

- ⑤ よって、原告らの人格権侵害を防止するには差止の他には代替手段がなく唯一最終の手段であることは明らかである

(同 75～76 頁)

以 上